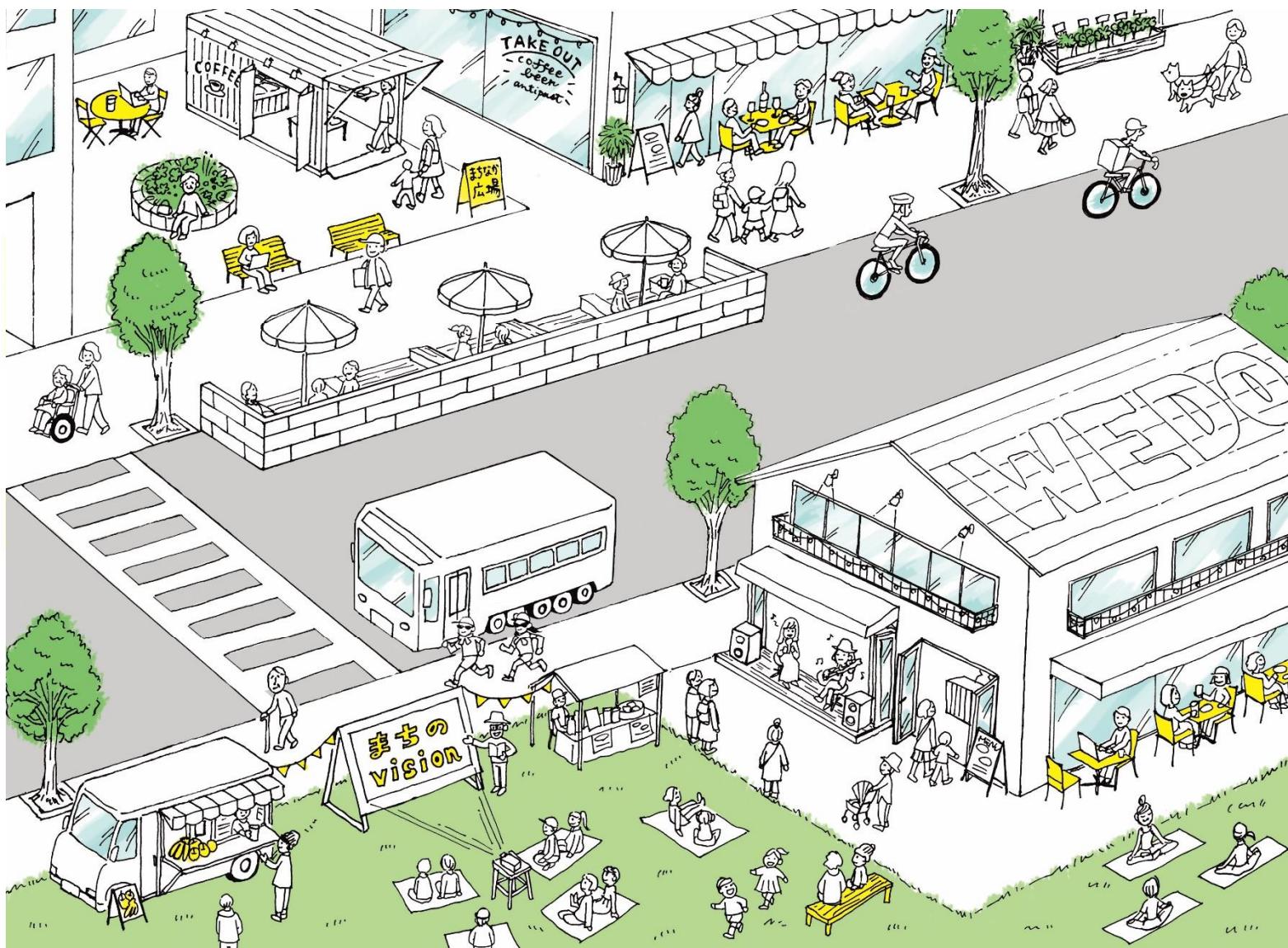


官民連携 まちづくりの 進め方

都市再生特別措置法に基づく
制度の活用手引き



この手引きは、都市再生整備計画を活用した民間主体によるまちづくりの推進を図るための法制度（＝「官民連携まちづくりの取組」）を、実際のまちづくりにうまく活用していただけるよう、市町村や都市再生推進法人等の皆さまに向けて、制度の内容やメリット、活用プロセスなどを解説したものです。

この手引きが、魅力あるまちづくりを進めるサポートとなれば幸いです。

- ・この手引きの内容は、国土交通省のウェブサイト 「官民連携まちづくりポータルサイト」 に掲載されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi Tk_000047.html



参考：他の主な関連ページ（国土交通省都市局まちづくり推進課関連）

- ウォーカブル支援制度について
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi Tk_000072.html
- 中心市街地活性化のまちづくり
<https://www.mlit.go.jp/crd/index/index.html>
- 民間都市再生事業に係る支援措置
https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi Tk_000016.html
- 民間都市開発
<https://www.mlit.go.jp/toshi/mint/index.html>

目次

1.総論	1-1.はじめに	I.「都市再生」の意義	1
		II.「都市再生」をめぐる状況	1
	1-2.官民連携まちづくりの プラットフォーム (都市再生整備計画の活用)	III.都市再生の施策の経緯	5
		I.まちづくりの悩みに応える 「都市再生特別措置法」	6
2.都市再生整備計画	2-1.都市再生整備計画 (法第46条)	II.都市再生整備計画を活用した 官民連携まちづくりの全体像	8
		I.都市再生整備計画とは	9
2-2.滞在快適性等向上区域 (まちなかウォーカブル区域) (法第46条第2項)		II.都市再生整備計画に記載する内容	10
		III.都市再生推進法人等による 都市再生整備計画の提案	11
3.都市再生推進法人等	3-1.都市再生推進法人 (法第118条～第123条)	IV.都市再生整備計画の作成プロセス	11
		I.滞在快適性等向上区域とは	13
3-2.一体型滞在快適性等向上事業（一体型 ウォーカブル事業）の実施主体 (法第46条第3項第2号 法第46条第4項 第2号 第46条の2～第46条の8)		II.滞在快適性等向上区域の指定により 活用可能となる制度	15
		I.一体型滞在快適性等向上事業の 実施主体とは	23
4.市町村都市再生協議会 (法第117条)	3-3.都市再生推進法人等が活用できる制度一覧	II.一体型滞在快適性等向上事業の 実施主体のメリット	25
		I.市町村都市再生協議会とは	25
5.道路占用許可の特 例、河川敷地占用 許可制度、都市公 園占用許可の特例		5-1.道路占用許可特例制度 (法第46条第10・11項 法第62条)	II.制度活用のメリット
	III.設置事例		32
	I.制度の背景・目的		32
5-2.河川敷地占用許可制度 (河川敷地占用許可準則第22～26)	II.制度の概要		33
	III.制度活用のメリット	35	
	IV.制度活用の手続き	44	
	I.制度の背景・目的	45	
5-3.都市公園の占用許可特例制度 (法第62条の2)	II.制度の概要	51	
	III.制度活用のメリット	51	
	IV.制度活用の手続き	52	
	I.制度の背景・目的	53	
6.都市再生整備計画 に基づく協定等	6-1.都市利便増進協定 (法第46条第25項 法第74条～第80条の2)	II.制度の概要	58
		III.制度活用のメリット	59
		IV.制度活用の手続き	60
		V.協定締結までの流れ	61
I.制度の背景・目的		64	
II.制度の概要	65		
III.都市利便増進協定の特例	68		
IV.制度活用のメリット	69		
V.協定締結までの流れ	70		

6.都市再生整備計画に基づく協定等	6-2.都市再生（整備）歩行者経路協定 (法第45条の2 法第46条第24項 法第73条)	I.都市再生（整備）歩行者経路協定とは	72
		II.制度の活用シーン（イメージ）	73
7.滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用可能となる制度等	6-3.低未利用土地利用促進協定 (法第46条第26項 法第80条の3～第80条の8)	III.制度活用のメリット	74
		IV.協定締結までの流れ	74
8.関連制度等	7-1.一体型滞在快適性等向上事業 (法第46条第3・4項 法第46条の2～法第46条の8)	I.一体型滞在快適性等向上事業	80
		II.ウォーカブル推進税制	87
9.居心地が良く歩きたくなる空間形成に対する予算支援	7-2.都市公園法の特例等 (法第46条第14項第1・2号 第46条第15～21項 第62条の2～第62条の7)	I.看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例	89
		II.公園施設の設置管理許可の特例	93
10.民間まちづくり活動の財源確保に関する制度等	7-3.駐車場法の特例等 (法第46条第14項第3号第62条の9～第62条の12)	III.公園施設設置管理協定制度	95
		I.特定路外駐車場の届出制度	102
	7-4.普通財産の活用 (法第46条第14項第4号 第62条の13)	II.路外駐車場出入口の設置制限	104
		III.附置義務駐車施設の集約化・出入口設置制限	107
			110
8-1.立地誘導促進施設協定 (コモンズ協定) (法第109条の4～第109条の6)	I.立地誘導促進施設協定とは	112	
	II.制度の概要	113	
8-2.低未利用土地権利設定等促進計画 (法第109条の6第1項)	III.立地誘導促進施設協定に係る税制特例	116	
	I.低未利用土地権利設定等促進計画とは	117	
8-3.歩行者利便増進道路（ほこみち）(道路法第48条の20)	II.低未利用土地権利設定等促進計画に係る税制特例	117	
		119	
9-1.官民連携まちなか再生推進事業		122	
9-2.まちなかウォーカブル推進事業		124	
9-3.まちなか公共空間等活用支援事業		125	
10-1.民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン	I.ガイドラインの背景・目的	126	
	II.ガイドラインの概要	126	
10-2.地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）	III.ガイドライン活用のメリット	128	
	I.制度の背景・目的	129	
	II.制度の概要	129	
	III.制度活用のメリット	130	
	IV.協定締結までの流れ	130	

事例編	131
運用実績・運用事例 目次	132
都市再生整備計画を活用した協定等の実績一覧 (法第46条ほか)	133
法人区分別都市再生推進法人一覧 (法第118条～第123条)	147
道路占用許可特例制度 (法第46条10・11項 法第62条)	153
都市利便増進協定 (法第46条第13項 法第74条～第80条)	157
都市再生（整備）歩行者経路協定 (法第45条の2 法第46条第12項 法第73条)	160

本手引きで、単に「法」「令」「規則」という場合、以下を指します。

法：都市再生特別措置法 令：都市再生特別措置法施行令 規則：都市再生特別措置法施行規則